

提出された意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方

案 件 名：あきる野市教育基本計画

募 集 期 間：平成26年2月1日（土）～平成26年3月3日（月）

意見等提出件数：15件（提出者2人）

あきる野市教育基本計画（案）に対する意見募集にご意見ありがとうございました。

以下のとおり、ご意見の要旨と教育委員会の考え方について、ご紹介させていただきます。

項目	意見の概要	教育委員会の考え方
1 基本施策1 いじめ不登校0「ゼロ」への挑戦について	いじめは構造的である。「いじめ・不登校件数10%減」や「学校復帰率50%」は数字が一人歩きするので、削除すべき。	数値はその時点の背景を検証するため必要な根拠の一つと考えています。 また、計画の実施には具体的数値目標は必要であると考えます。
2 基本施策2 豊かな人間性を育む教育の推進について	修身科の轍を踏まないように意を尽くすべき。	本計画で示すように、人権教育の視点に立ち、全教育活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を充実させます。
3 基本施策4 子ども読書活動の推進について	学校図書館の蔵書率を早急に水準まで引き上げること。 「使用回数10%増加」は根拠がないので削除すべき。	学校図書館の蔵書については、計画的に整備していきます。 数値は取組過程における目標値と考えており、読書活動の充実に向けた取組に対する検証値ともなります。
4 基本施策5 学力向上対策の強化について	「都学力調査」、「補充学習」について、弊害が多く中止した「全国一斉学力テスト」の愚を繰り返さないこと。	本調査は、東京都教育委員会が、「学習指導要領に示されている目標及び内容」の実現状況及び「読み解く力に関する内容」の定着状況を把握し、指導方法の改善に結び付けることにより、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を目的として実施しているものです。 結果を基に補充学習等を行い、学力の定着と向上に努めます。
5 基本施策5 学力向上対策の強化について	「小中一貫教育の中で学力向上策を明確にし」とあるが、従来小学校と中学校は一貫した教育である。単に受験に特化した学力向上とも見受けられる。見直しが必要ではないか。	ご指摘のとおり、従来小学校と中学校は学習指導要領に基づき、一貫性のある教育を実施してきました。 本市が推進する一貫教育は、小中学校の教員が児童生徒の長所や課題を分析し、共有して9年間を見通した学習指導計画や生活指導を充実させていくもので、受験勉強に特化したものではありません。

6	基本施策 6 体力向上・健康増進に向けた取組について	中学生「東京駅伝」の実施による体力向上策の実施において、大会の参加・不参加の決定については学校に委ねられるべき。	本市の体力向上策は、小中一貫教育を踏まえて、各中学校区を中心に全児童生徒が取り組みます。 「東京駅伝」への参加は、その一部に過ぎず、大会に参加する選手の選抜は市内の全6中学校に委ねています。
7	基本施策 7 特別支援教育の推進について	【7年間の目標】の文中にある、「身に付けた能力を更に高めるとともに、生活や学習上の困難を改善し、克服するための適切な指導や支援を進めることが重要です。」の表記について、これは、個人の能力を伸ばすことにより障害の克服・軽減を図る医療モデルに基づいた考え方であり、障害者権利条約で提唱されている社会モデルではないため、不適切である。	本市では、一人一人を大切にする特別支援教育の推進を考え方の基本として、教育施策を展開しています。 この度、ご指摘いただいた文中の表記については、学校教育法第72条に基づいた表現であり、不適切な表記とは考えていません。
8	基本施策 7 特別支援教育の推進について	【3年間の目標】で、「校内委員会の充実について」の表記が重複している。	ご指摘のとおり、表記が重複していますので、【3年間の目標】の次に表記する「各校の校内委員会を」で始まる方を削除します。
9	基本施策 7 特別支援教育の推進について	【3年間の目標】の中、「各学校の実態等に即して、巡回相談員や専門医を派遣するとともに、特別支援学級（固定）には介助員を配置します」とあるが、この計画に合わせて、特別支援学級に配置する介助員については、特別支援学級に通う子どもたちのことをしっかり学んだ人を配置するなど、人的環境の整備が必要ではないか。	特別支援学級の介助員については、特別支援教育の知識をもつ人材の全学級配置は難しいことから、同学級の教員から指導助言を受け、経験の中で専門性を高めています。今後は、夏季休業日中に実施する特別支援教育にかかわる研修への参加も促していきます。
10	基本施策 7 特別支援教育の推進について	副籍・共同学習は圧倒的に日数が少なく、親への負担の上に成り立つ構造なので、地域での基盤づくりにおいて高い効果が見込めない。あきる野市としての、具体的運用法を計画に盛り込んでほしい。	教育基本計画は教育全般に渡る7年間の計画であるため、個々の具体的な内容ではなく、大きく方向性を示しています。 副籍交流事業や共同学習については、平成26年度に策定を予定しています「特別支援教育推進計画（仮称）」の中に、東京都のガイドライン等を踏まえ、示していきたいと考えています。

11	基本施策 7 特別支援教育の推進について	第 1 次計画で示されていた、「相談支援ファイル」について、第 2 次計画では示されていないがなぜか。	「10」でお答えしたように、「相談支援ファイル」の作成や活用等については、平成 26 年度に策定する「特別支援教育推進計画（仮称）」に盛り込んでいきます。
12	基本施策 7 特別支援教育の推進について	<p>2014 年の「障害者権利条約」批准を受けて</p> <p>①「障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象とし、一人一人が必要な指導や支援を受けられる教育を推進します。」と強調されている。内容は素晴らしいが障がいのある子どもへの支援が希薄と感じる。</p> <p>②障害者権利条約批准を受けての教育委員会の見解が、本計画では全く見えてこない。あきる野市の障がい児に対する教育委員会の取組に遅れが生じ、不利益を被る市民がでる。</p> <p>③就学相談の判定については、中度等から重度障害をもつ子どもたちは、東京都に任せ、あきる野市では受け入れてくれないといった気持ちにさせられる。</p> <p>分離教育の推奨は、障がい者差別に当たると思われることから、障害種別や程度に関わらず、すべての児童が地域の普通学級や特別支援学級・通級へ通える体制整備を計画に入れてほしい。</p>	<p>①について</p> <p>ご指摘いただいた文中の表記については、すべての子どもに等しく必要な指導や支援をおこなっていくことを示していますので、障がいのある子どもへの支援が希薄になるということはありません。</p> <p>②について</p> <p>本計画においては、「7」や上記①で示した通り、今年 1 月の批准以前から、障がいのある子どもたちに対する教育施策を実施しています。</p> <p>③について</p> <p>本市では、一人一人を大切にする特別支援教育の推進を考え方の基本としており、個々の児童生徒に必要な指導や支援を受けられる教育環境を提供するという視点で就学相談を実施しています。就学先を決定する仕組みについては、平成 25 年 9 月に改正された、学校教育法施行令に基づき、進めていきます。</p> <p>また、特別支援学校への通学で、地域との接点が希薄にならないよう、副籍交流事業を実施しています。本事業については、「10」で示したとおり、平成 26 年度に策定する「特別支援教育推進計画（仮称）」に盛り込んでいきます。</p>
13	基本施策 9 教員の資質・能力の向上	「毎年 5 人以上の東京教師道場部員や都研究員を輩出できる学校体制の確立」とあるが、5 人以上の表記を削除すべき。	教員は教育基本法第 9 条により「自己の崇高な使命を深く自覚し絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とされており、この表記はその取組過程の目標値の一部と考えています。

14	基本施策10 学校施設・設備の整備について	新学校給食センターのPFI事業導入は、市の関与が間接的になり、安全な給食の保障がないため反対です。	PFI事業導入後も、食材調達・検収、献立作成については、市が責任を持って実施します。また、調理指示等管理体制も確実に構築し、安全な給食の提供に努めます。
15	基本施策15 生涯学習の推進について	平成27年度に五日市開架終了とあるが、利用者が本を直接手に取れる開架式は残すべき。	ここで表記する五日市開架終了とは、図書資料のICタグ化を進める中で、現在開架している図書に対するICタグ化の終了を示しています。 よって、現在の開架式から閉架式に変えることはありません。